

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

土地区画整理事業（道路整備特別会計による補助）

1. 支援策の概要

土地区画整理事業により施行地区内の都市計画道路が整備される場合、幅員等が一定要件を満たす都市計画道路の整備に要する費用に相当する額（用地買収方式事業費）を限度として、補助等を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

ア) 公共団体等区画整理補助事業（直接補助）

都道府県、市町村等、都市再生機構

イ) 組合等区画整理補助事業（間接補助）

個人、農住組合、土地区画整理組合、都市再生機構、地方住宅供給公社、区画整理会社

(2) 対象地域

ア) 公共団体等区画整理補助事業（直接補助）

以下のすべてに該当する地区が対象となります。

- ・面積5ha（既成市街地内等では2ha）以上の地区
- ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区
- ・補助基本額が3億円以上の地区

イ) 組合等区画整理補助事業（間接補助）

以下のすべてに該当する地区が対象（都市再生機構施行等は例外あり。）となります。

- ・都市計画事業として施行される地区
- ・面積10ha（既成市街地内等では2ha）以上の地区
- ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区
- ・補助基本額が3億円以上の地区
- ・施行後の公共用地率が25%以上の地区
- ・20ha未満の地区においては用地買収方式事業費が総事業費の1/3以上の地区

(3) 補助対象

移転、移設、道路築造、舗装、整地、河川水路、公園、減価補償金、営繕費、機械器具費、調査設計、事務費等のうち、一定の範囲が補助対象となります。

(4) 補助率

1/2等

(5) その他

詳細については、「土地区画整理補助事業の執行について」（平成15年5月27日付け国都市第67号、国土交通省都市・地域整備局長通知）及び「土地区画整理補助事業の実施細目の改訂について」（平成15年6月10日国都市第85号、国土交通省都市・地域整備局市街地整備課長通知）を参考にしてください。

3. 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-734) fax 03-5253-1591